令和３年　第６回農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第１号	1	農地法第３条の規定による許可申請について	R3.6.1	許可
議案第２号	1	農地法第５条の規定による許可申請について	R3.6.1	承認（進達）
	2	農地法第５条の規定による許可申請について	R3.6.1	承認（進達）
	3	農地法第５条の規定による許可申請について	R3.6.1	承認（進達）
議案第３号	1	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃借権)	R3.6.1	承認
議案第４号	1	非農地証明願いについて	R3.6.1	許可
報告	1	農地法第１８条第６項の規定による合意解約について	R3.6.1	受理

令和３年　　第６回農業委員会総会議事録

１・会議名　　有田町農業委員会　第６回総会
２・日　時　　令和３年６月１日（木）　　午後１５時００分～１５時４８分
３・場　所　　有田町庁舎３階　第４・５会議室
４・付議事項

日程第１　議事録署名委員の指名
日程第２　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について　１件
　　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について　３件
　　議案第３号　農業経営基盤強化促進法による利用権設定について　１件
　　議案第４号　非農地証明願いについて　１件
　　報 告 事 項　農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について　１件

その他　　農地利用状況調査について

５・出席者
農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	○	久保田　保幸	4	○	松永　淳一郎	7	×	田代　美由紀
2	○	田代　修一	5	○	大串　勝美	8（副会長）	○	岩永　嘉之
3	○	古川　法秋	6	○	前田　崇文	9（会　長）	○	藤　　俊信

最適化推進委員

農業委員会事務局　　永尾由美子　　前田栄治

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので只今から令和３年第６回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

皆さんこんにちは。今日は急に暑くなったように思われます。私事でございますが、鳥の出荷が明日までという事でして鶏舎を冷やす作業を行っている状況です。いよいよ農繁期もまっさかりといった状況になっています。また、数日後には雨が降るという予報が出ていますので、タイミング的には水を溜める方にはいいのかなと。今年は水回りがよく沢山の方々が水張されていて、下の方の水田所有の方々は水が早くくるのでいいこともあると思います。コロナに関してですが、私もようやくワクチン接種が決まりまして予約が済んだところです。農繁期の忙しい時ではありますが、今後の事を考え接種しようと思っています。本日の案件はそうございませんが、最後まで慎重な審議をよろしくお願いします。

○事務局

ありがとうございました。
只今の出席委員は９名中８名です。
定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。
それでは有田町農業委員会会議規則第３条により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長にお願いいたします。

○議　長（会長）

日程第１議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第９条第１項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）
それでは本日の署名委員は、５番（大串勝美）、６番（前田崇文）委員にお願いします。
審議に入る前に報告事項合意解約を先に行いたいと思います。
事務局より、説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ２６報告事項をお開き下さい。
～資料の読み上げ～
この後、３条にて所有権移転を行われるため解約されます。なお、３条による所有権移転については、この後、審議をお願いすることとなります。

以上、報告します。

○議　長（会長）

報告事項の合意解約について説明が終わりました。
質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。
無いようですので、これで報告事項を終了します。
続きまして、日程第２議案第１号農地法第３条規定による申請１番について議題とします。
事務局より、説明をお願いします。

○事務局

議案書Ｐ１が申請内容で、Ｐ２からＰ３が資料となります。
～資料の読み上げ～

○議　長（会長）

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○５番委員

５月２４日現地確認を行いました。譲渡人は遠方におられ実家がこちらにあり土地持ち非農家という事で、地区の方に耕作をお願いされていた状況です。申請地は○○○の山手の農地となり、○○○溜池の西側の山手に位置し、近くには金柑ハウスがあります。移転される農地は７筆まとまっていて問題はないかと思われます。

○議　長（会長）

私の地元でもありますので補足説明をさせていただきます。
この土地は７筆となっていますが、１枚が畔で分かれている農地もあり実際には８枚の圃場の状態です。当初は、移転に関し難色を示されていましたが、周囲には農地が広がっていますし中央に位置していますので耕作の必要性は十分にある場所ではある事から、譲渡人の実家の方とも話をして何とか話がまとまり今回の申請となっています。
質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。
採決は申請１番から順に行います。
議案第１号農地法第３条の規定による申請１番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により許可されました。
続きまして、議案第２号農地法第５条の規定による申請１番について議題とします。
事務局より、説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ４が申請内容で、Ｐ５からＰ８が資料となります。
～資料の読み上げ～

○議　長（会長）

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○３番委員

これも５月２４日に現地確認を行いました。申請地は、議案書の５ページの位置図をご覧ください。○○○さんの方から○○○上っていくんですけど、上がったら変則五差路がありますが、そこまで行かず町道沿いの右側の土地になります。以前は畑も多かったんですけど、ここ最近では住宅が立ち並んでいるところになります。申請地も宅地に囲まれた場所になり、問題はないかと思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

○議　長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第２号農地法第５条の規定による申請１番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請１番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第２号農地法第５条規定による申請２番について議題とします。
事務局より、説明をお願いします。

○事務局

議案書Ｐ９が申請内容で、Ｐ１０からＰ１４が資料となります。
～資料の読み上げ～
この申請は、所有者さんが死亡されていて相続登記がなされていないため、相続人全員の名前にて申請をされます。

○議　長（会長）

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○３番委員

こちらも５月２４日に現地確認を行いました。申請地は○○○の○○○の交差点から○○○方面へ２０メートルほど行った左側の土地になります。畑にはなっていますが、畑といいますか空き地といいますかといった状況です。この土地にユニット事務所を建てるという事で、利便性もいいからという事もあり申請されています。住んだりするという事でもなく別段問題はないかと思われます。ご審議の程、よろしくお願いします。

○議　長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○４番委員

申請人さんが家まで訪ねてこられ説明を受けました。問題はないかと思われます。

○議　長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第２号農地法第５条の規定による申請２番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請２番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第２号農地法第５条規定による申請３番について議題とします。
事務局より、説明をお願いします。

○事務局

議案書Ｐ１５が申請内容で、Ｐ１６からＰ１９が資料となります。

～資料の読み上げ～

○議　長（会長）

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○３番委員

こちらも５月２４日に現地確認を行いました。申請地は○○○の○○○の交差点から陸橋の方に入り、陸橋を渡ってすぐに左側へ２００メートルほど行ったところから右側へ行くと神社がありますが、その途中の土地になります。住宅予定という事ですが、周囲も住宅が立ち並び家が建っても違和感がないような場所でした。他の土地に影響がある土地ではないと思われます。ご審議の程、よろしくお願いします。

○議　長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○４番委員

申請代行されている行政書士さんから連絡があり、面談を行いました。説明を受けた内容は、譲受人の会社は建売住宅を販売される会社で、今回も建てて売られるということでした。売主が決まっている訳ではないという事です。ご審議の程、よろしくお願いします。

○議　長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第２号農地法第５条の規定による申請３番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請３番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第３号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の町長に対する要請１番について、議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ２０からＰ２１が申請内容です。
～資料の読み上げ～

以上、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

○議　長（会長）

説明がおわりました。
現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、事務局にて事前確認されていて問題ないということです。
質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第３号要請１番ついて集積計画の作成を要請することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により要請１番は承認されました。
続きまして、議案第４号非農地証明願い申請１番について議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ２２が申請内容で、Ｐ２３からＰ２５が資料となります。
～資料の読み上げ～

○議　長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○５番委員

こちらの申請分も５月２４日に現地確認を行いました。申請地は、○○○地区になり○○○の○○○団地にて○○○舎や○○○舎が立ち並ぶ場所になります。内容については事務局からも説明がありましたが、申請人の叔父にあたる方が以前○○○を経営されていて北側に現在は倉庫として活用されていますが○○○跡があり、申請地の一部には○○○跡があります。申請地は資材が置いてあり、資材置場及び駐車場として利用されていました。ご審議の程、よろしくお願いします。

○議　長（会長）

私の担当地域となりますので補足説明をさせていただきます。航空写真を見ていただきますと、北側の白い建物が○○○の○○○になり、手前の瓦葺の建物が申請人の伯父さんが以前営まれていた○○○跡になります。以前から周辺一帯を管理されていて、近くの建設業の方から相談を受けられ埋立られ現状となっているとの事でした。土地の整理をされたところ土地は兄弟さんの名義になっていたという事で、既に農地の様相が無い事から話し合いされ申請する事にしたと聞いています。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○４番委員

法務局にて地目変更された場合、地目は雑種地ですか。

○議　長（会長）

地目の判定は登記官が現地を見て判断されます。

○事務局

会長が言われましたとおり、地目の判定は法務局の登記官によって判定されます。事務局が雑種地と判断しても、登記官が現地を確認され「農機具等を利用すれば農地に戻りますよね」と言われたら農地のままとなります。
先程、始末書の話が出ましたが、申請人さんはお父さんから相続されていますが内容は解られないので、叔父にあたる○○○さんに事務局へ出向いて頂き作成してもらい、添付書類としました。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第４号申請１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請１番について、許可されました。
以上で、本日の議事事項についてはすべて終了しましたが、その他ございませんか。
これにて、令和３年第６回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。
次回は、７月１日（木）の予定です。

総会　１５時４８分終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長　　署　名

署　名　　５番

署　名　　６番

書　記

※署名につきましては、別紙原本にて行っています。
※この議事録は、公開用に作成をしている為、個人情報に配慮し公開しています。